

大分市公告第 283 号

大分市登記情報管理システム導入業務公募型プロポーザル実施要領について

大分市登記情報管理システム導入業務公募型プロポーザルを、次の要領において実施します。

令和 8 年 7 月 8 日

大分市長 足 立 信 也

大分市登記情報管理システム導入業務公募型プロポーザル実施要領

1. 業務名

大分市登記情報管理システム導入業務（以下「本業務」という）

2. 業務の目的

本業務は、土地、家屋及び区分建物の登記情報を管理するシステムを導入し、本市の保有する登記情報を活用することにより、地方自治体 DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、評価・課税事務の効率化、適正かつ公平な課税、納税者への説明責任を果たすための納税者説明の円滑化、情報公開への対応、システム化を目的とする。

3. 業務の内容

地方税法第 382 条に基づき法務局よりオンラインで受領する登記済通知データを取り込み・管理するために登記情報管理システム（以下「本システム」という）を構築・導入する。

なお、業務内容の詳細は別紙「大分市登記情報管理システム導入業務委託仕様書」を参照のこと。

4. 履行期間（予定）

契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日

5. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

6. 提案限度額

3, 258, 200 円（消費税及び地方消費税額を含む）

7. 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。
- (2) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和 56 年大分市告示第 258 号）により、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 公告日から契約締結日までにおいて、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成 21 年大分市告示第 553 号）に基づく指名停止措置期間中でないこと又は大分市が行う

契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 24 年大分市告示第 377 号）に基づく排除措置期間中でないこと。

- (4) 参加表明書提出日以前 3 月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立てまたは民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、または再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）またはプライバシーマークを認証取得していること。
- (7) 提案するシステムは、令和 3 年度以降に他の地方公共団体において導入実績があること。
- (8) 大分市内に本店または支店（入札契約に関する権限の委任を受けている者）があること。
- (9) その他仕様書で定める要件

8. 担当部局

〒870-8504 大分市荷揚町 2 番 31 号 大分市役所第二庁舎 3 階

財務部 資産税課 担当者：立川、井福

TEL：097-537-7286（直通）

メール：sisanzei@city.oita.oita.jp

9. 仕様書の交付

- (1) 交付期間 公告日から令和 8 年 7 月 23 日（木）午後 5 時 15 分まで
- (2) 交付場所 8. 担当部局に同じ
- (3) 交付方法 交付場所で直接受け取り、もしくは「大分市ホームページ」よりダウンロード
<http://www.city.oita.oita.jp>

10. 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 令和 8 年 7 月 23 日（木）午後 5 時 15 分まで（必着）
- (2) 提出場所 8. 担当部局に同じ
- (3) 提出方法 直接持参（ただし、土日祝日は除く、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）または郵送（書留郵便に限る）
- (4) 提出書類 ① 参加表明書（様式第 1 号） 正本 1 部
及び部数 ② 事業者概要説明書（様式第 2 号） 正本 1 部
(パンフレット等あれば併せて添付すること)
③ 7.参加資格要件の(6)を証明するもの（認定証の写し等）
④ 暴力団排除に関する誓約書（様式第 3 号） 正本 1 部
⑤ 導入実績書（様式第 7 号） 正本 1 部

- (5) 提出期限までに上記(4)を提出しない者または参加資格がないと認められた者は、当該プロポーザルに参加することができない。
- (6) 参加資格の審査結果は、参加資格の有無にかかわらず、令和8年7月24日(金)までに全表明者に書面で通知する。併せて、提案者の資格を満たす者に対して提案書等の提出を依頼する。
※ただし、通知後、参加資格がないことが認められた場合は、当該プロポーザルに参加することおよび契約締結することができない。
- (7) 参加表明書提出後に参加を取りやめる場合には、速やかに担当部局に申し出るとともに、参加辞退届(様式第6号)を提出すること。

11. 仕様書等に関する質問および回答

- (1) 受付期間 公告日から令和8年7月14日(火)午後5時15分まで
- (2) 質問方法 質問書(様式第4号)に質問事項を記載し、電子メールにて受け付ける。
(sisanzei@city.oita.oita.jp)
※送信後、送信した旨の電話連絡を本市担当者まですること。
- (3) 回答日 令和8年7月16日(木)
- (4) 回答方法 大分市ホームページにて質問者名を伏せて公開

12. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年7月31日(金)午後5時15分まで(必着)
- (2) 提出場所 8. 担当部局に同じ
- (3) 提出方法 10. 参加表明書等の提出に同じ
- (4) 提出書類
 - ① 企画提案書類提出届(様式第5号) 正本1部
 - ② 企画提案書 10部(正本1部、副本9部)
 - ③ 見積書 (1部)
 - ④ ①~③を格納した電子媒体(CD-RまたはDVD-R)
※データはすべてPDF形式とすること。
※①③については、印影も含むデータとすること。

13. 企画提案書の内容

(1) 記載事項

別紙、「大分市登記情報管理システム導入業務委託仕様書」に基づき、以下の事項について企画提案書を作成すること。

- ① 業務実施にあたっての基本的な考え方
 - ア. 仕様書の趣旨を踏まえた、業務実施にあたっての基本的な考え方
- ② 提案者の概要及び実績
 - ア. 受託者としての専門性、ノウハウ
 - イ. 提案するシステムの導入実績
- ③ 業務実施体制
 - ア. 本業務を実施するにあたっての人員配置及び管理体制(氏名、業務経験、保有資格)

- イ. 導入スケジュール
- ウ. 発注者と受注者の業務負担の考え方
- ④ 操作性・機能
 - ア. システム画面構成や操作方法
 - イ. 仕様書記載の機能に関する操作性（カスタマイズ開発を要する場合は開発案を記載）
- ⑤ 情報セキュリティ対策
 - ア. システム形態（LGWAN-ASP）とセキュリティリスクについて
 - イ. セキュリティ対策（ウイルス・不正アクセス対策、使用するデータセンターのセキュリティ、バックアップ管理等について）
- ⑥ 運用・保守
 - ア. 障害発生時の対応やシステム保守についての具体的なサポート体制
 - イ. 法（制度）改正への対応について
 - ウ. 翌年度以降の保守費の見込み
- ⑦ 追加提案
 - ア. 仕様書に記載されていない機能で、本業務の趣旨を踏まえて効果的と思われるもの（ただし、見積額に含まれる機能に限る）

(2) 企画提案書の様式

- ① 様式は原則 A4 版サイズとする。ただし、A3 版による折り込み可とするが、この場合は 2 ページ換算とする。
- ② 本文に使用するフォントサイズは、10.5 ポイント以上とする。
- ③ ページ数は 30 ページ以内とする。ただし、表紙及び目次はページ数に含まないものとする。

(3) 見積書の記載

- ① 見積書は別紙「大分市登記情報管理システム導入業務委託仕様書」に基づき作成し、企画提案書とは別冊として提出すること。
- ② 見積書の宛名は「大分市長 足立 信也」、業務名は「大分市登記情報管理システム導入業務」とし、社名並びに代表者職氏名を記載の上、社印及び代表者印を押印すること。
- ③ 見積書の額は、6. 提案限度額を上限とし、人件費や諸経費等について詳細に記載すること。なお、上限額を超える見積りによる提案は失格とする。

14. 審査

(1) 実施日 令和 8 年 8 月 7 日（金）

(2) 実施場所 大分市役所会議室

※詳細な時間・場所については別途通知

(3) 審査方法

- ① 大分市登記情報管理システム導入業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という）を設置し、厳正かつ公平に企画提案書の審査、受託候補者選定を行う。選定委員会の構成は、大分市登記情報管理システム導入業務受託候補者選定委員会設置要綱により別に定める。
- ② 参加表明をした者の中から参加資格を確認した上で、あらかじめ定められた評価基準により、

提出された企画提案書を評価するほか、企画提案書の内容を補完するためのプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施する。

- ③ 1者のプレゼンテーションの持ち時間は20分以内とする。また、ヒアリング（質疑応答）は10分以内とする。
- ④ 選定対象業者が1者のみとなった場合であっても、プレゼンテーション・ヒアリングは実施する。
- ⑤ プレゼンテーション・ヒアリングの順番は、提案書の受け付け順とする。
- ⑥ プレゼンテーション用のプロジェクター・スクリーンは当市が用意する。その他パソコン等の機器については各提案者が準備すること。
- ⑦ 選定委員会は非公開とする。また、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けない。
- ⑧ 会場に入室できるのは3名以内とし、説明は、原則として提案書の実施体制に記載されている担当予定者のうち、主たる担当者が行うこととする。

(4) 評価基準

具体的な評価項目及び配点は「(別紙) 評価基準書」のとおりとする。

(5) 選定方法

- ① 選定委員会において、点数加点方式により行う。
- ② 評価点の合計が最も高い者（以下「受託候補者」という）を選定する。なお、受託候補者が辞退した場合、もしくは受託候補者との協議が不調に終わった場合は、次の順位の提案者を受託候補者に選定する。
- ③ 受託候補者として選定される者は、委員全員の評価点の合計が、満点の6割以上の者とする。
- ④ 評価点の合計が同点の場合は、委員長の決定により選定する。
- ⑤ 選定結果は参加者すべてに通知する。

15. 選定結果の通知

- (1) 通知予定日 令和8年8月12日（水）
- (2) 通知方法 郵送にて全参加者へ通知
併せて大分市ホームページにおいて、受託候補者名を公表

16. 契約に関する事項

- (1) 業務内容の詳細
業務内容の詳細については、企画提案書の内容を基本として、市と受託候補者が協議して決定する。
- (2) 見積書の提出
選定委員会で選定された受託候補者に対して、所定の手続きを経たうえで当該事業に関する見積書の提出を依頼する。

17. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 本実施要領に違反した場合。
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合。
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合。
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合。
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合。
- (7) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合。
- (8) その他、選定委員会が不相当と認めるとき。

18. 受託候補者選定までのスケジュール

- | | |
|------------------------|--------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年7月8日(水) |
| (2) 質問受付期限 | 令和8年7月14日(火) |
| (3) 質問に対する回答日 | 令和8年7月16日(木) |
| (4) 参加表明書受付期限 | 令和8年7月23日(木) |
| (5) 参加資格要件確認結果通知日 | 令和8年7月24日(金) |
| (6) 企画提案書等の提出期限 | 令和8年7月31日(金) |
| (7) プレゼンテーション・ヒアリング実施日 | 令和8年8月7日(金) |
| (8) 選定結果通知日 | 令和8年8月12日(水) |
| (9) 委託契約締結日 | 令和8年8月17日(月) |

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

19. その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成及び提出等に係る費用はすべて提案者の負担とする。また、提出された企画提案書の返却は行わない。
- (2) 企画提案書は1者につき1案とする。
- (3) 提出された企画提案書は、本件以外の目的で使用しないものとする。
- (4) 企画提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (5) 提出期限以降における企画提案書等の再提出は原則認めないが、軽微な差し替え等はプレゼンテーション当日まで可能とする。
- (6) 受託候補者選定後、受託候補者と協議の上、業務委託契約の仕様書確定を行う。なお、当該協議の結果、仕様書の訂正、追加、削除等を行うことがある。
- (7) 企画提案書の作成のために本市において作成された資料は、本市の許可なく公表、使用することはできない。
- (8) 企画提案書等の提出書類の著作権は、大分市に帰属するものとする。ただし、大分市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、第三者に開示することができるものとする。これに伴い、企画提案書には提案者を判別できるようなロゴ等は使用しないこと。
- (9) 企画提案書に虚偽の内容記述や審査の公平性を害する行為があった場合は、無効または失格とする。